

## 大型二種免許取得支援制度について

亀の井バス㈱では、バス運転士を目指す方で、必要な大型二種免許を持っていない方を対象に、教習費用を支援する制度を設けております。

### (1) 対象者

- ・ 21歳以上で第1種普通免許取得後、3年が経過している方
- ・ 亀の井バスが実施するバス運転士採用試験に合格した方
- ・ 合格後、速やかに所定の自動車学校に入校し大型二種免許を取得できる方
- ・ 自動車学校へ入校の際、入校時必要費用を準備できる方

### (2) 支援金額

現在お持ちの免許に応じて、最大 500,000 円の支援金を支給いたします。

取得免許	入校時必要費用	支援金支給総額
普通MT	510,090 円	500,000 円
8 t 限定MT	452,340 円	450,000 円
大型免許	325,290 円	300,000 円

平成 26 年 3 月現在

### (3) 入校時必要費用の支払い方法

- ・ 自動車学校への教習費用の支払いは、合格者本人が行ってください。
- ・ 教習費用の支払いが困難な場合、合格者の名義でローン会社から借入れを行い、自動車学校へ教習費用を支払ってください。

### (4) 支援金の支給方法

- ・ 入社日から起算し、5年間の賞与支給時に支援金として支給いたします。  
(合計 10 回に分割しての支給となります)
- ・ 支援金額に関しては、入校時の取得免許により異なります。  
詳しくは、応募時にお問い合わせください。
- ・ 入校時に支払う金額と別途、検定料、延長授業料が必要になります。  
こちらに関しては、支援対象外となります。
- ・ A T 限定解除にかかる費用は支援対象外といたします。
- ・ 入社後 5 年未満で退職した場合、その時点で支援金は支給いたしません。
- ・ 上記支援金に関しては、社会保険料対象となります。

### (5) その他

- ・ 合格者は、大型二種免許を取得して入社するまでの間、賃金および通勤手当等の手当は一切支給いたしません。

## 教育訓練給付金の支給に関して

### (1) 教育訓練給付金とは

教育訓練給付金は、次の①又は②に該当する者が、雇用の安定および就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練が終了した場合において、支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金を受ける者については、1年以上）であるときに支給される。

- ①教育訓練を開始した日（以下「基準日」という）に一般被保険者である者。
- ②基準日に一般被保険者以外の者であって、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内にあるもの。

### (2) 支給額

教育訓練給付金の額は、教育訓練の受講のために支払った費用の額に、100分の20を乗じて得た額（上限額10万円）である。ただし、計算された額が4,000円を超えない場合には、教育訓練給付金は支給されない。

※大型二種免許取得費用に対する教育訓練給付金の例は、以下のとおりである。

※教育訓練にかかる費用により、変動する。

（単位：円）

車種	受講コース	入校時必要費用	教育訓練給付金
大型二種	普通MT	510,090	100,000
	8t限定MT	452,340	90,468
	大型免許	325,290	65,058

### (3) 厚生労働大臣が指定する教育訓練施設（例）

【福岡県】西鉄自動車学校

【大分県】大分自動車学校

### (4) その他

この制度は、失業期間等の条件により給付されない場合がございます。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。